

山梨県レジオネラ症発生防止対策指針 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">山梨県レジオネラ症発生防止対策指針</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、入浴施設（特に循環式浴槽を使用する施設）におけるレジオネラ症の発症から同施設利用者の健康を守るため、入浴施設業者（以下「業者」という。）が行うべき衛生の基準等について定める。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「入浴施設」 公衆浴場法第1条で定める「公衆浴場」及び旅館業法第2条で定める旅館業の営業施設に備えられた「共同浴室」をいう。ただし、家庭風呂程度の規模で1回使用する毎に完全に換水する施設は対象外とする。</p> <p>2 「浴槽水」 浴槽内の湯水をいう。</p> <p>3 「循環式浴槽」 <u>温泉水や水道水の使用量を少なくする目的で、浴槽の湯をろ過器等を通して循環させる構造の浴槽をいう。</u></p> <p>4 「完全換水」 浴槽水を浴槽から完全に排出し、その全部を入れ替えることをいう。</p> <p>5 「原水」 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴</p>	<p style="text-align: center;">山梨県レジオネラ症発生防止対策指針</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この指針は、入浴施設（特に循環式浴槽を使用する施設）におけるレジオネラ症の発症から同施設利用者の健康を守るため、入浴施設業者（以下「業者」という。）が行うべき衛生の基準等について定める。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「入浴施設」 公衆浴場法第1条で定める「公衆浴場」及び旅館業法第2条で定める旅館業の営業施設に備えられた「共同浴室」をいう。ただし、家庭風呂程度の規模で1回使用する毎に完全に換水する施設は対象外とする。</p> <p>2 「浴槽水」 浴槽内の湯水をいう。</p> <p>3 「循環式浴槽」 <u>浴槽水をろ過器を通して循環させ、浴槽水を清浄に保つ構造の浴槽をいう。</u></p> <p>4 「完全換水」 浴槽水を浴槽から完全に排出し、その全部を入れ替えることをいう。</p> <p>5 「原水」 原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴</p>

槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

- 6 「原湯」 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
- 7 「上がり用水」 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
- 8 「上がり用湯」 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
- 9 「貯湯槽」 原湯等を貯留する槽をいう。
- 10 「循環配管」 湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。
- 11 「回収槽」 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽をいう。
- 12 「気泡発生装置等」 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。
- 13 「調節箱」 洗い場の湯栓（カラン）やシャワーにおける湯の温度を調節するための槽をいう。

（水質基準）

第3条 営業者は、入浴施設の水質を【別表第1】の水質基準に適合することが必要である。

（管理基準）

第4条 営業者は、入浴施設によるレジオネラ症発生を予防するために必要な管理基準として、【別表第2】に掲げる措置を講ずることが必要である。

槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

- 6 「原湯」 浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。
 - 7 「上り用水」 洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。
 - 8 「上り用湯」 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。
 - 9 「貯湯槽」 原湯を貯留する槽をいう。
 - 10 「循環配管」 湯水を浴槽とろ過器の間で循環させるための配管をいう。
 - 11 「回収槽」 浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽をいう。
 - 12 「気泡発生装置等」 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備をいう。
- （新規）

（水質基準）

第3条 営業者は、入浴施設の水質を【別表第1】の水質基準に適合することが必要である。

（管理基準）

第4条 営業者は、入浴施設によるレジオネラ症発生を予防するために必要な管理基準として、【別表第2】に掲げる措置を講ずることが必要である。

(構造基準)

第5条 営業者は、入浴施設によるレジオネラ症発生を予防するために必要な構造基準として、【別表第3】に掲げる措置を講ずることが必要である。

(水質検査)

第6条 営業者は、自主的に、毎日完全換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には1年に4回以上。）、【別表第1】に示す水質基準に適合していることを確認するため、水質検査を行うことが必要である。

また、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保管するとともに、その結果書は脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に掲示することが必要である。

検査の依頼に当たっては、精度管理を行っている検査機関に依頼することが望ましい。

(改善措置等)

第7条 営業者は、第6条の水質検査（以下「自主検査」という。）の結果、水質基準を逸脱した場合は、【別表第4】の改善措置を講ずることが必要である。改善措置を講ずるにあたり、状況に応じては、保健所長の助言を受けるものとする。

また、入浴施設利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いのある者が発生した場合には、直ちに入浴施設の使用を中止するとともに、その旨を入浴施設

(構造基準)

第5条 営業者は、入浴施設によるレジオネラ症発生を予防するために必要な構造基準として、【別表第3】に掲げる措置を講ずることが必要である。

(水質検査)

第6条 営業者は、自主的に、毎日完全換水している浴槽水は1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には1年に4回以上。）、【別表第1】に示す水質基準に適合していることを確認するため、水質検査を行うことが必要である。

また、当該水質検査の結果の記録は、検査の日から3年間保管するとともに、その結果書は脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に掲示することが必要である。

(改善措置等)

第7条 営業者は、第6条の水質検査（以下「自主検査」という。）の結果、水質基準を逸脱した場合は、【別表第4】の改善措置を講ずることが必要である。改善措置を講ずるにあたり、状況に応じては、保健所長の助言を受けるものとする。

また、入浴施設利用者等にレジオネラ症の患者又はその疑いのある者が発生した場合には、直ちに入浴施設の使用を中止するとともに、その旨を入浴施設

の所在地を管轄する保健所長に連絡し、その指示に従うことが必要である。

(報告)

第8条 営業者は、自主検査の結果を入浴施設の所在地を管轄する保健所長の求めに応じて報告することが必要である。また、その結果が水質基準を逸脱している場合には、講じた改善措置の内容も併せて報告することが必要である。

【別表第1】水質基準

1 水質基準（原水、原湯、上がり用水、上がり用湯）

	項目	基準値
(1)	色度	5度以下であること
(2)	濁度	2度以下であること
(3)	pH値	5.8以上8.6以下であること
(4)	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1リットル中3ミリグラム以下であること
(5)	大腸菌	検出されないこと
(6)	レジオネラ属菌	検出されないこと (100ミリリットル中に10CFU未満)

温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害

の所在地を管轄する保健所長に連絡し、その指示に従うことが必要である。

(報告)

第8条 営業者は、自主検査の結果を入浴施設の所在地を管轄する保健所長の求めに応じて報告することが必要である。また、その結果が水質基準を逸脱している場合には、講じた改善措置の内容も併せて報告することが必要である。

【別表第1】水質基準

1 水質基準（原水、原湯、上り用水、上り用湯）

	項目	基準値
(1)	色度	5度以下であること
(2)	濁度	2度以下であること
(3)	水素イオン濃度	pH値5.8以上8.6以下であること
(4)	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1リットル中10ミリグラム以下であること
(5)	大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと
(6)	レジオネラ属菌	検出されないこと

を生じるおそれがないと知事が認めるときは、上表の（１）から（４）の基準の一部又は全部を適用しないことができる。

上表（４）の基準について、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒している等の理由により有機物（全有機炭素（TOC）の量）の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で、１リットル中１０ミリグラム以下であることとする。

※ CFU とは、Colony Forming Unit の略で、菌数を計算する際の単位です。

2 水質基準（浴槽水）

	項目	基準値
(1)	濁度	５度以下であること
(2)	<u>有機物（全有機炭素（TOC）の量）</u>	<u>１リットル中８ミリグラム以下であること</u>
(3)	大腸菌群	１ミリリットル中に１個以下であること
(4)	レジオネラ属菌	検出されないこと (１００ミリリットル中に１０CFU 未満)

温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、上表の（１）及び（２）の基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

上表（４）について、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を用いて消毒してい

(100ミリリットル中に10CFU 未満)

温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、上表の（１）から（４）の基準の一部又は全部を適用しないことができる。

※ CFU とは、Colony Forming Unit の略で、菌数を計算する際の単位です。

2 水質基準（浴槽水）

	項目	基準値
(1)	濁度	５度以下であること
(2)	<u>有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）</u>	<u>１リットル中２５ミリグラム以下であること</u>
(3)	大腸菌群	１ミリリットル中に１個以下であること
(4)	レジオネラ属菌	検出されないこと (１００ミリリットル中に１０CFU 未満)

温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、上表の（１）及び（２）の基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

る等の理由により有機物（全有機炭素（TOC）の量）の測定結果を適用することが不適切と考えられる場合は、過マンガン酸カリウム消費量の測定で、1リットル中25ミリグラム以下であることとする。

【別表第2】管理基準

- 1 原水、原湯、上_下がり用水、上_下がり用湯及び浴槽水は、【別表第1】の水質基準に適合するよう水質を管理すること。
- 2 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、最大使用時においても55℃以上に保つこと。
ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- 3 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- 4 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。
- 5 浴槽は、毎日完全換水し、清掃すること。
ただし、これにより難しい場合には、最低でも1週間に1回以上は完全換水し、浴槽を清掃・消毒すること。
- 6 ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- 7 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素

【別表第2】管理基準

- 1 原水、原湯、上_下り用水、上_下り用湯及び浴槽水は、【別表第1】の水質基準に適合するよう水質を管理すること。
- 2 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、最大使用時においても55℃以上に保つこと。
ただし、これにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。
- 3 定期的に貯湯槽の生物膜の状況を監視し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- 4 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。
- 5 浴槽は、毎日完全換水し、清掃すること。
ただし、これにより難しい場合には、最低でも1週間に1回以上は完全換水し、浴槽を清掃・消毒すること。
- 6 ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。
- 7 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素

濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないよう努めること。結合塩素のモノクロアミンの場合には、1リットル中3ミリグラム程度を保つこと。

また、当該測定結果の記録は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用出来ない場合、原水若しくは原湯のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合、並びに他の消毒方法（注）を使用する場合等であって、他の適切な衛生措置を講ずるときはこの限りではない。

（注）他の消毒方法を使用する場合等にあつては、その有効性を証するデータ等を準備の上、事前に保健所に相談すること。

8 循環配管を設置している場合には、塩素系薬剤はろ過器の直前で投与するとともに消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

9 集毛器は、毎日清掃、消毒し、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

10 調節箱は、定期的に生物膜の状況を監視し、必要に応じて清掃及び消毒を行うこと。

11 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

12 シャワーの内部に水が滞留しないように、少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように流水すること。

また、シャワーヘッド及びホースについては、6カ月に1回以上点検し、内部の汚れ、水垢等を除去するために、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。

濃度を頻繁に測定して、通常1リットル中0.2から0.4ミリグラム程度を保ち、かつ、最大1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果の記録は検査の日から3年間保管すること。

ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用出来ない場合、原水若しくは原湯のpHが高くこの基準を適用することが不適切な場合、並びに他の消毒方法（注）を使用する場合等であって、他の適切な衛生措置を講ずるときはこの限りではない。

（注）他の消毒方法を使用する場合等にあつては、その有効性を証するデータ等を準備の上、事前に保健所に相談すること。

8 循環配管を設置している場合には、塩素系薬剤はろ過器の直前で投与するとともに消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

9 集毛器は、毎日清掃し、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。

10 洗い場の湯栓やシャワーへ送る調節箱は、定期的に清掃を行うこと。

11 回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合にあつては、回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

12 シャワーの内部に水が滞留しないように、少なくとも週に1回、内部の水が置き換わるように流水すること。

また、シャワーヘッド及びホースについては、6カ月に1回以上点検し、内部の汚れ、水垢等を除去するために、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。

<p>13 <u>気泡発生装置等を設置している場合は、連日使用している浴槽水を使用しないこと。また、定期的に清掃及び消毒を行い、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。</u></p> <p>14 <u>浴槽に湯水があるときは、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。</u></p> <p>15 <u>露天風呂の周囲に植栽がある場合は、浴槽に土が入り込まないように注意すること。</u></p> <p>16 <u>脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意喚起すること。</u></p> <p>17 <u>営業者は、自主管理を行うため、別添「自主管理表」を活用して、日常の衛生管理に努めること。</u></p> <p>また、その「自主点検表」は、脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に掲示するとともに、点検の日から3年間保管すること。</p> <p>【別表第3】 構造基準</p> <p>1 <u>貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時において55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。</u></p> <p>それにより難しい場合は、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。</p> <p>2 <u>貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。</u></p> <p>3 <u>浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽</u></p>	<p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>13 <u>脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に、浴槽内に入る前には身体を洗うこと等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないように注意喚起すること。</u></p> <p>14 <u>営業者は、自主管理を行うため、別添「自主管理表」を活用して、日常の衛生管理に努めること。</u></p> <p>また、その「自主点検表」は、脱衣場等の入浴施設利用者が見やすい場所に掲示するとともに、点検の日から3年間保管すること。</p> <p>【別表第3】 構造基準</p> <p>1 <u>貯湯槽の温度を、通常の使用状態において、湯の補給口、底部等に至るまで60℃以上に保ち、かつ、最大使用時において55℃以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。</u></p> <p>それにより難しい場合は、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽水の消毒設備が備えられていること。</p> <p>(新規)</p> <p>2 <u>浴槽における原水又は原湯は、循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽</u></p>
--	---

に落とし込む構造であること。

4 ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、浴槽ごとに設置することが望ましく、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、かつ、逆洗浄等の適切な方法でろ過器内のごみ、汚泥等を排出することができる構造であること。

5 ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を置くこと。

6 循環式浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分において循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。

7 循環式浴槽にあっては、浴槽水の誤飲及び取水口での吸引事故を防止するための措置が講じられていること。

8 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

9 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。

ただし、これにより難しい場合には、回収槽は地下埋没を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

10 打たせ湯及びシャワーは、循環浴槽水を用いる構造でないこと。

11 気泡発生装置等を設置する場合は、連日使用した浴槽水を使用する構造でないこと。

12 気泡発生装置等は、点検、清掃及び排水が容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

13 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

に落とし込む構造であること。

3 ろ過器を設置する場合にあっては、ろ過器は、1時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有し、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるもの、又は交換が適切に行える構造であること。

4 ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を置くこと。

5 循環式浴槽にあっては、浴槽の底部に近い部分において循環している浴槽水が補給される措置が講じられていること。

6 循環式浴槽にあっては、浴槽水の誤飲及び取水口での吸引事故を防止するための措置が講じられていること。

7 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。

8 回収槽の水を浴用に供する構造になっていないこと。

ただし、これにより難しい場合には、回収槽は地下埋没を避け、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、別途、回収槽の水が消毒できる設備が備えられていること。

9 打たせ湯及びシャワーは、循環浴槽水を用いる構造でないこと。

10 気泡発生装置等を設置する場合は、連日使用した浴槽水を使用する構造でないこと。

11 気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造であること。

12 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。

14 水位計の設置は、配管内を洗浄・消毒できる構造、あるいは配管等を要しないセンサー方式であること。

15 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。

16 調節箱を設置する場合は、清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等が行えるようにすること。

【別表第4】改善措置

1 「レジオネラ属菌」が不適合の場合

- (1) ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。
- (2) ろ過器及び循環配管を、適切な消毒方法で消毒し生物膜を除去する。
- (3) 集毛器及び回収槽を、清掃し消毒する。
- (4) 浴槽及び浴室内の入浴者が直接接触する場所を、清掃し消毒する。
- (5) 浴槽水を、完全換水する。
- (6) 気泡発生装置等及び打たせ湯を、清掃・消毒等が終了し再度の水質検査で適合するまでの間停止する。

(7) その他必要な措置を講ずる。

2 「濁度」及び「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」が不適合の場合

- (1) ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。
- (2) 必要に応じ、浴槽水を、完全換水する。
- (3) その他必要な措置を講ずる。

3 「大腸菌群」が不適合の場合

- (1) 浴槽水の消毒を、徹底する。

(新規)

(新規)

(新規)

【別表第4】改善措置

1 「レジオネラ属菌」が不適合の場合

- (1) ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。
- (2) ろ過器及び循環配管を、適切な消毒方法で消毒し生物膜を除去する。
- (3) 集毛器及び回収槽を、清掃し消毒する。
- (4) 浴槽及び浴室内の入浴者が直接接触する場所を、清掃し消毒する。
- (5) 浴槽水を、完全換水する。
- (6) 気泡発生装置等及び打たせ湯を、清掃・消毒等が終了し再度の水質検査で適合するまでの間停止する。

(7) その他必要な措置を講ずる。

2 「濁度」及び「過マンガン酸カリウム消費量」が不適合の場合

- (1) ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。
- (2) 必要に応じ、浴槽水を、完全換水する。
- (3) その他必要な措置を講ずる。

3 「大腸菌群」が不適合の場合

- (1) 浴槽水の消毒を、徹底する。

(2) 必要に応じ、ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。

(3) 必要に応じ、浴槽水を、完全換水する。

(4) その他必要な措置を講ずる。

【自主点検表】

(別紙)

(2) 必要に応じ、ろ過器を、逆洗浄して汚れを排出するか、新しいろ材と交換する。

(3) 必要に応じ、浴槽水を、完全換水する。

(4) その他必要な措置を講ずる。

【自主点検表】

(別紙)